

## 会議の公開について

会議については原則として公開とする。

### <参考> 薩摩川内市自治基本条例（平成20年条例第41号）

（審議会等の公開）

#### 第20条 略

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

### <参考> 薩摩川内市情報公開条例（平成16年条例第12号）

（会議の公開）

第25条 実施機関に置かれた附属機関及びこれに準ずる機関は、薩摩川内市自治基本条例第20条第2項の規定に基づき、その会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### <参考> 薩摩川内市会議の公開に関する要綱（平成24年告示第172号）

（会議の公開）

第3条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 条例第7条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき。

（公開又は非公開の決定）

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が、当該審議会等の会議に諮って行うものとする。

- 2 審議会等の長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、当該審議会等の会議に諮って会議を非公開とすることができるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議の審議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、当該審議会等の会議に諮って非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- 4 審議会等の長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場（以下「会場」という。）に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。

・・・以下 略